

第84回九都県市首脳会議における首脳提案一覧

項番	提案名	提案都県市	ページ
ア	水素社会の実現に向けた取組の推進について	横浜市	2
イ	クビアカツヤカミキリによる被害の防止について	埼玉県	13
ウ	放課後児童クラブの整備と質の向上について	千葉県	19
エ	マンションにおける防災力の向上について	東京都	29
オ	農地及び農林業用施設の災害復旧のための支援の拡充について	相模原市	38
カ	介護保険制度の安定的な運営に向けた財政基盤の強化等について	さいたま市	47
キ	新興感染症対策への実効性ある支援について	川崎市	55
ク	緑地保全制度の拡充について	千葉市	64

水素社会の実現に向けた取組の推進について（案）

自然災害の頻発化・激甚化といった気候変動問題への対応は世界共通の課題となっており、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、水素等の次世代エネルギーの利活用が必要不可欠である。

国は令和5年2月に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」において、GXに向けた脱炭素の取組として、水素・アンモニアの導入促進を明記しており、産業振興や雇用創出など日本経済への貢献につながるよう、戦略的に制度構築やインフラ整備を進めることとしている。また、令和5年6月に「水素基本戦略」を改定し、今後15年で官民で15兆円を超える投資を行うことや、2040年の水素の利用量を現在の6倍となる年間1,200万トン程度に引き上げる新たな目標を盛り込むなど、水素社会の早期実現に向けた取組を進めている。

今後、国の戦略等に基づき、水素等の次世代エネルギーが地域で実装されていくことが想定されるが、水素等の普及拡大に向けては、既存燃料等との価格差の縮小、供給インフラ整備、更なる技術開発など、国による着実な支援制度のもとに安定した供給体制の構築が必要である。

また、ガス事業法、高圧ガス保安法、電気事業法など水素等に適用される既存法令の整理、明確化や、保安規制の合理化・適正化など、水素社会を安全、安心な形で早期に実現するためにも、法整備、技術基準の確立等の環境整備が望まれる。

今後、大都市圏を中心に水素等の大規模拠点、中規模拠点が合わせて8か所程度整備される具体的な方針が示されているが、全国人口の約3割を擁し、都市機能や産業等が集積するエネルギーの大消費地である九都県市は、エネルギー構造を水素等の次世代エネルギーへ大規模に転換することで、産業競争力強化、経済成長、国の脱炭素化を同時に大きく進展させるポテンシャルを持つ地域である。

水素等の大規模拠点として九都県市に効果的な供給網をいち早く構築し、国の政治、経済の中心をなす地域として水素社会の実現をけん引することが重要である。

そこで、以下の2点を要望する。

- 1 水素基本戦略で示される大規模サプライチェーン構築に向けた価格差支援、大規模拠点整備支援など、水素等の社会実装に向けた支援を着実に実施するとともに、水素社会の到来を見据え先駆的に水素利活用に挑戦する需要家の設備導入等を後押しするための支援を拡充すること。
- 2 水素社会を安全・安心な利用環境のもとに早期に実現するため、水素の供給、貯蔵、また需要側で利活用するために必要となる、法整備、技術基準等の確立を早急に進めること。

令和5年 月 日

経済産業大臣 西村 康 稔 様

九都県市首脳会議

座長	神奈川県知事	黒岩 祐治
	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県知事	熊谷 俊人
	東京都知事	小池 百合子
	横浜市 長	山中 竹春
	川崎市 長	福田 紀彦
	千葉市 長	神谷 俊一
	さいたま市長	清水 勇人
	相模原市長	本村 賢太郎

CITY OF YOKOHAMA

横浜市提案

水素社会の実現に向けた取組の推進 について

令和5年10月31日 第84回九都県市首脳会議

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

1 脱炭素や水素を取り巻く近況

- 国では「GX実現に向けた基本方針」閣議決定、「水素基本戦略」改定など、脱炭素化に向けた水素社会の実現を戦略的に推進

「GX実現に向けた基本方針」(2023年2月)

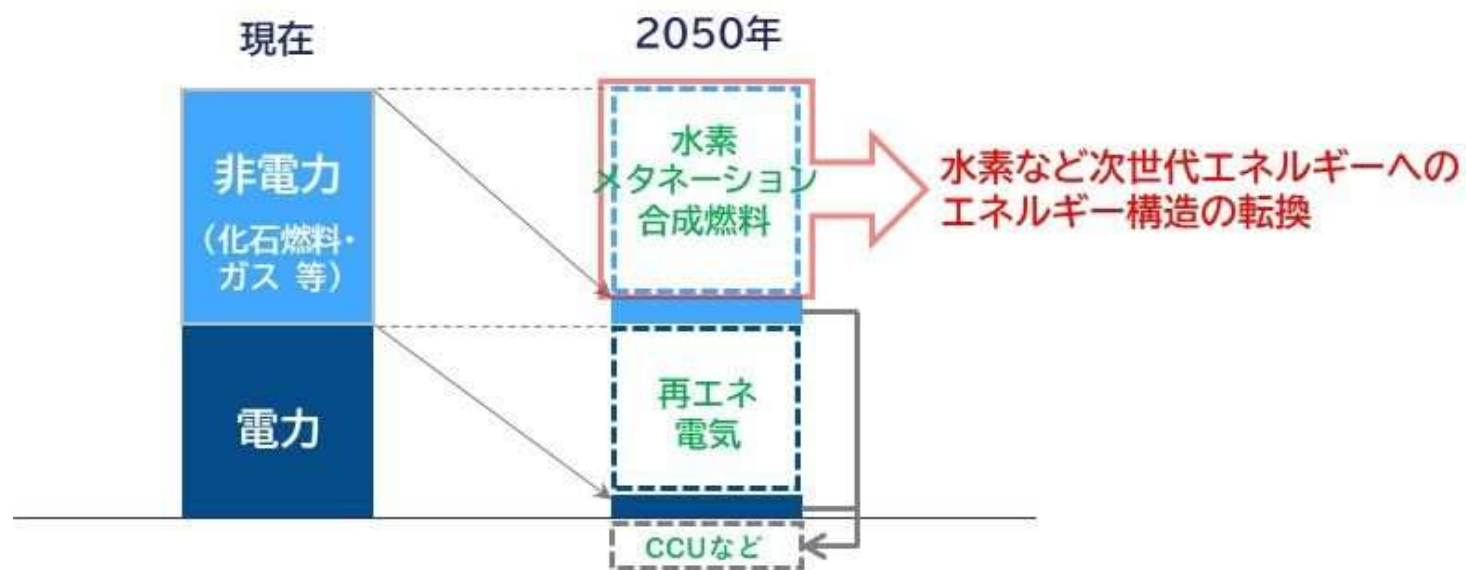
- GX投資 官民で10年間に150兆円
- GX経済移行債 20兆円を先行投資

「水素基本戦略」(2023年6月)

- 2040年導入目標を新たに1200万トンに設定
- 今後10年間で大規模拠点3か所、中規模拠点5か所を整備

2 水素等の次世代エネルギーの必要性

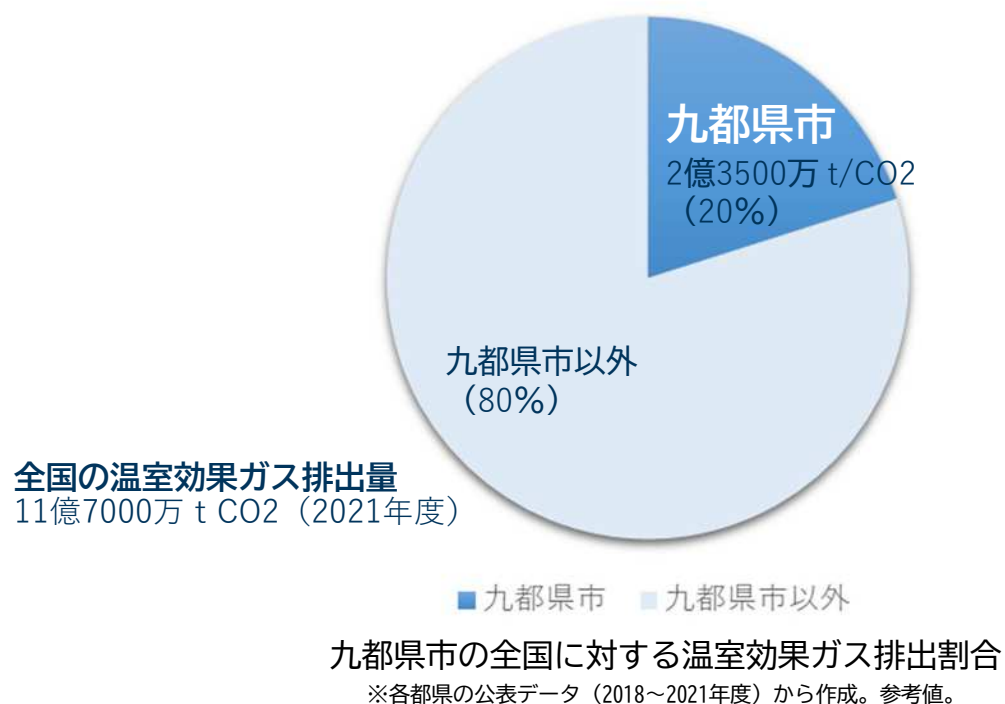
- 産業等が集積し燃料利用、熱利用の多い大都市圏の脱炭素化には、水素、アンモニア、eメタン、合成燃料など次世代エネルギーへのエネルギー構造の転換が不可欠



カーボンニュートラルへのイメージ

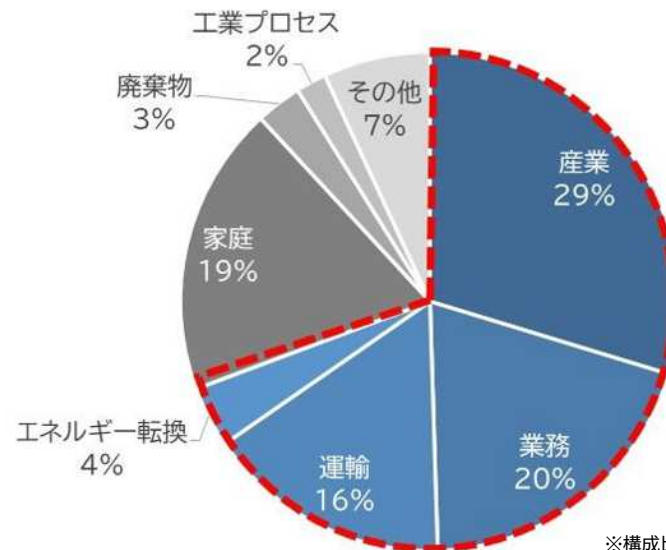
3 九都県市における温室効果ガス排出量

➤ 九都県市の温室効果ガス排出量は全国の 約20%を占める



4 九都県市の温室効果ガス排出量の内訳

- 産業、業務、運輸、エネルギー転換部門が全体の70%
 - ➡ 水素等の利活用による排出量削減の期待が高い領域
- 九都県市での2050年カーボンニュートラル実現のためには、水素等の次世代エネルギーをどれだけ供給、利活用できる環境を整備できるかが鍵となる。



※構成比は四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはなりません

九都県市の温室効果ガス排出量の分野別割合

5 水素社会に向けた国の主な支援制度

- 国では大規模需要の創出や集積、効率的な水素等サプライチェーン構築のための支援制度を検討

値差支援	拠点整備支援
<p><u>当初は価格が高い水素等と既存化石燃料との価格差を国が支援</u></p> <p>⇒水素供給事業の事業収益及び初期投資回収の予見性を高める</p>	<p><u>水素等の貯蔵タンク、パイプライン等の供給インフラの整備を支援</u></p> <p>⇒大都市圏を中心に<u>大規模拠点を3か所程度</u>、産業特性を活かした相当規模の需要集積が見込まれる地域ごとに<u>中規模拠点を5か所程度整備</u></p>



【参考】全国の工業地帯、工業地域

- ➡ 国の支援を九都県市に呼び込み、供給網を構築することで、エネルギー構造をいち早く水素等の次世代エネルギーへ大規模に転換
- ➡ 国の産業競争力、経済成長、脱炭素化の進展に大きく貢献

6 需要の創出に向けた要望

- 水素社会の実現には、水素の供給インフラ整備と並行して、水素を利用する需要創出も必要
 - ➡ 従来設備（ボイラーや発電機など、都市ガスや灯油など化石燃料を使っている設備）の更新等のタイミングを逃さず、需要側の水素設備への移行を促していくことが重要

- 需要側に従来設備に比べて高コストな水素設備への移行を促していくためには、水素社会を見据え果敢に取組む企業等を幅広く支援することが重要
 - ➡ 設備導入への補助金に対する要件緩和など、支援の拡充が必要

7 法規制の早期整備に向けた要望

- 現在、水素等に適用される法規制に関しては、必ずしも大規模な水素利活用を前提としたものではない。

例)水素パイプラインに関わる法規制

項目	ガス事業法	電気事業法	高圧ガス保安法
許認可	国	国	都道府県
対象	販売用ガス	発電用燃料ガス	圧縮ガス
道路占用	容易	容易	特例の対象外
付臭	必要な場合あり	必要な場合あり	要求なし



水素法（仮）
国
水素
容易
要求なし など

同じパイプラインでも関連する法規制が複数あり、適用される法によって所管や要求事項も異なる。

- 今後、水素社会の早期実現に向け実装が進むが、法規制に係る不確実性を解消し、事業の計画から実装への加速化、水素社会への理解醸成を促進するためにも、科学的データや技術開発に基づく、法整備、技術基準等の確立が急務

8 要望事項

- 1 水素基本戦略で示される大規模サプライチェーン構築に向けた価格差支援、大規模拠点整備支援など、水素等の社会実装に向けた支援を着実に実施するとともに、水素社会の到来を見据え先駆的に水素利活用に挑戦する需要家の設備導入等を後押しするための支援を拡充すること。
- 2 水素社会を安全・安心な利用環境のもとに早期に実現するため、水素の供給、貯蔵、また需要側で利活用するために必要となる、法整備、技術基準等の確立を早急に進めること。

令和5年10月31日

クビアカツヤカミキリによる被害の防止について（案）

埼玉県知事 大野元裕

クビアカツヤカミキリは、サクラ、モモ、スモモ、ウメなどのバラ科の樹木に寄生し、その幼虫が樹木の内部を摂食して枯らしてしまうなどの被害をもたらす「特定外来生物」である。

九都県市域内においては、平成25年度に埼玉県で初めて被害が確認されて以降、東京都、神奈川県でも被害が確認されている。

現在、被害が確認されていない千葉県においても、繁殖力や拡散能力の高いクビアカツヤカミキリが飛来することによる被害発生の恐れがある。

樹体に寄生するクビアカツヤカミキリを発見するためには、地域住民から目撃情報を提供してもらう必要がある。

クビアカツヤカミキリによる被害防止を図るため、九都県市が一体となって早期発見・早期防除の取組を推進していくことを提案する。

（取組の例）

- ・各都県市が統一的な広報を行うことで、住民への周知徹底を行い、目撃情報を提供してもらうことで、広域的な被害状況を把握する。
- ・九都県市間で被害状況などの情報共有を図る。
- ・被害を未然に防止するため、九都県市が一体となって取組を推進する。
（関係者へのより効果の高い防除技術の指導や被害防止講習会など）

クビアカツヤカミキリによる被害の 防止について

令和5年10月31日（火）



SDGs 未来都市



埼玉県

特定外来生物“クビアカツヤカミキリ”による被害状況

1) クビアカツヤカミキリとは

成虫がサクラ、ウメ、モモなどのバラ科の樹木の幹に産卵。幼虫が幹の内部を摂食し、枯らす被害。
被害例：農業や観光資源への影響、倒木など



成虫（体長25-40mm程度）



フラス（糞と木くずが混ざったもの）



幼虫



幼虫に摂食された
樹体断面

特定外来生物：生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす、又は及ぼすおそれがある外来生物

2) 埼玉県内の被害状況

平成25年度に県南東部の2市で初めて被害を確認。令和4年度までに、24市町村で被害発生。



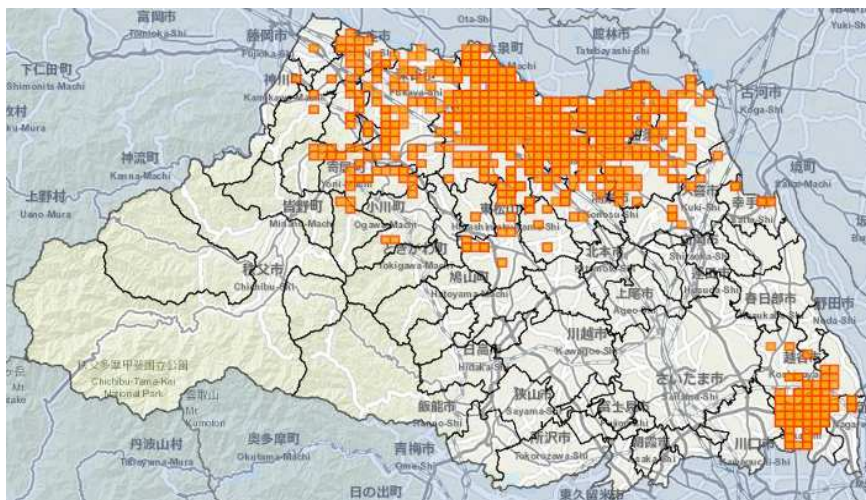
3) 九都県市域内の被害状況

埼玉県、東京都、神奈川県で被害発生。
千葉県及び各政令市では被害は確認されず。
(令和5年8月末現在)

埼玉県の早期発見・防除の取組

1) 県民参加型の「クビアカツヤカミキリ発見大調査」を平成30年度から開始（環境科学国際センター）
（令和4年度報告 約1000件）

- スマホアプリ、メール、郵送などで広く情報収集
- 被害状況を地図化し、ホームページで公開



⇒県内24市町村における被害分布が明らかに

2) 「被害防止の手引」を作成し、平成30年度から防除技術の指導や被害防止のための講習会などを実施



防除技術の指導



被害防止講習会

3) 被害樹木の伐採や薬剤購入に対する市町村補助を令和3年度から実施
（令和4年度実績 15市町計4,080千円）

早期発見・防除における課題

- 1) クビアカツヤカミキリの被害が首都圏において広がっているが、住民への周知は進んでいない。
- 2) 被害情報は各自治体内ではとりまとめられているが、広域的かつ統一的な情報共有には至っていない。
- 3) 現在取り組んでいる防除の取組は、被害拡大を防止するには必ずしも十分ではない。

今後の取組（共同取組の提案）

提案内容

九都県市が連携して、クビアカツヤカミキリ被害の早期発見と防除の取組を推進する。

取組案

- 1) 各都県市が統一的な広報を行うことで、住民への周知徹底を行い、目撃情報を提供してもらうことで、広域的な被害状況を把握する。
- 2) 九都県市間で被害状況などの情報共有を図る。
- 3) 被害を未然に防止するため、九都県市が一体となって取組を推進する。
(関係者へのより効果の高い防除技術の指導や被害防止講習会など)

放課後児童クラブの整備と質の向上について（案）

国は、「こども未来戦略方針」において、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てができる社会、そして、子どもたちが、いかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会を目指すべき社会の姿と位置付け、こどもまんなか社会に向けた、各種施策を推進している。一方で、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の増加が見込まれ、子どもの小学校入学とともに、保育所等に代わる預け先がなくなる、いわゆる「小1の壁」が課題となっている。

小1の壁を解消し、保護者が安心して就労等ができるようにするとともに、遊びや生活を通じたさまざまな交流や助け合いなどにより、子どもの健全な成長・発達を保障し、その自立を支援する場所となる放課後児童クラブの整備が必要不可欠である。

国は、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、約30万人分の受け皿を整備することなどを目標に掲げているが、当該プランは今年度末が終期となっている。放課後児童クラブの登録児童数が過去最高を更新する中、待機児童数は令和4年5月1日時点で約15,000人と、依然として解消しておらず、放課後児童クラブの追加的な整備が求められている。

また、放課後児童クラブには放課後児童支援員の配置が義務付けられており、受け皿の拡充に伴い、より一層の人材の確保が不可欠となっている。しかし、放課後児童支援員は他業種と比較し給与水準が低い状況であり、令和4年2月から約3%の処遇改善が図られてはいるが、未だ十分とは言えず、技能や経験に応じた更なる処遇改善や資質の向上などにも併せて取り組むことが必要である。

さらに、放課後児童クラブは、放課後子供教室と一体的に又は連携して実施する取組が厚生労働省及び文部科学省により進められてきたところであるが、子どもの生活を守り、放課後の学びや体験活動を選択できる取組を、より安全・安心に行うことが求められている。子どもの放課後の居場所について、保護者の就労・未就労にかかわらず地域の子育て家庭への支援となるように、また、子どもの豊かな成長を応援するため、市町村の取組に応じた支援をより一層進め、質の向上を図る必要がある。

一方、保護者が子どもを安心して預けられるようにするためには、わいせつ行為等の不適切行為を行ったことにより放課後児童支援員の資格を取り消された者に対する資格の再取得の要件を厳格にすることが重要である。国では、教育・保育施設等や子どもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み「日本版DBS」の導入に向け、有識者会議を開催するなど検討が進められているところであるが、わいせつ行為等の不適切行為を行った者について、子どもと関わる施設の職員等となることを制限し、子どもが安全・安心に過ごすための環境を早期に整備する必要がある。

については、放課後児童クラブの整備と質の向上のため、次の事項を要望する。

記

- 1 放課後児童クラブにおける待機児童を解消するため、今年度が終期となっている「新・放課後子ども総合プラン」の後継プランの策定等により、更なる受け皿の確保を推進するため、施設整備に必要となる既存の倉庫・遊具等の移設費など補助対象経費の拡充や補助基準額の引き上げを行うこと。
- 2 放課後児童クラブにおける人材の確保に向け、放課後児童支援員の更なる処遇改善や資質の向上等を図ること。
- 3 全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な活動を行うことができるよう、放課後児童クラブにおいて、利用者数に余裕がある場合に保護者の就労を要件としない児童の受け入れや、地域のニーズにあった様々な体験や学習のプログラムの実施・充実など、地域の実情に応じ運用できるよう、柔軟に活用できる補助制度の拡充等の必要な措置を講じること。
- 4 放課後児童支援員がわいせつ行為等の不適切行為をするなどして資格の認定者名簿から削除された場合の対応について明確化・厳格化する等、国の責任において、わいせつ行為等の不適切行為の排除に向けた制度の整備を行うこと。

令和5年 月 日

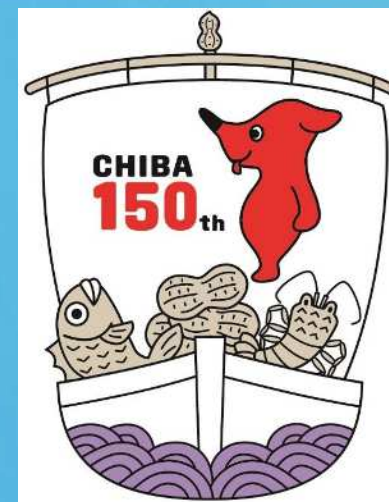
こども政策担当大臣 加藤 鮎子 様
文部科学大臣 盛山 正仁 様

九都県市首脳会議

座長	神奈川県知事	黒岩 祐治
	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県知事	熊谷 俊人
	東京都知事	小池 百合子
	横浜市長	山中 竹春
	川崎市市長	福田 紀彦
	千葉市長	神谷 俊一
	さいたま市長	清水 勇人
	相模原市長	本村 賢太郎

放課後児童クラブの整備と質の向上について

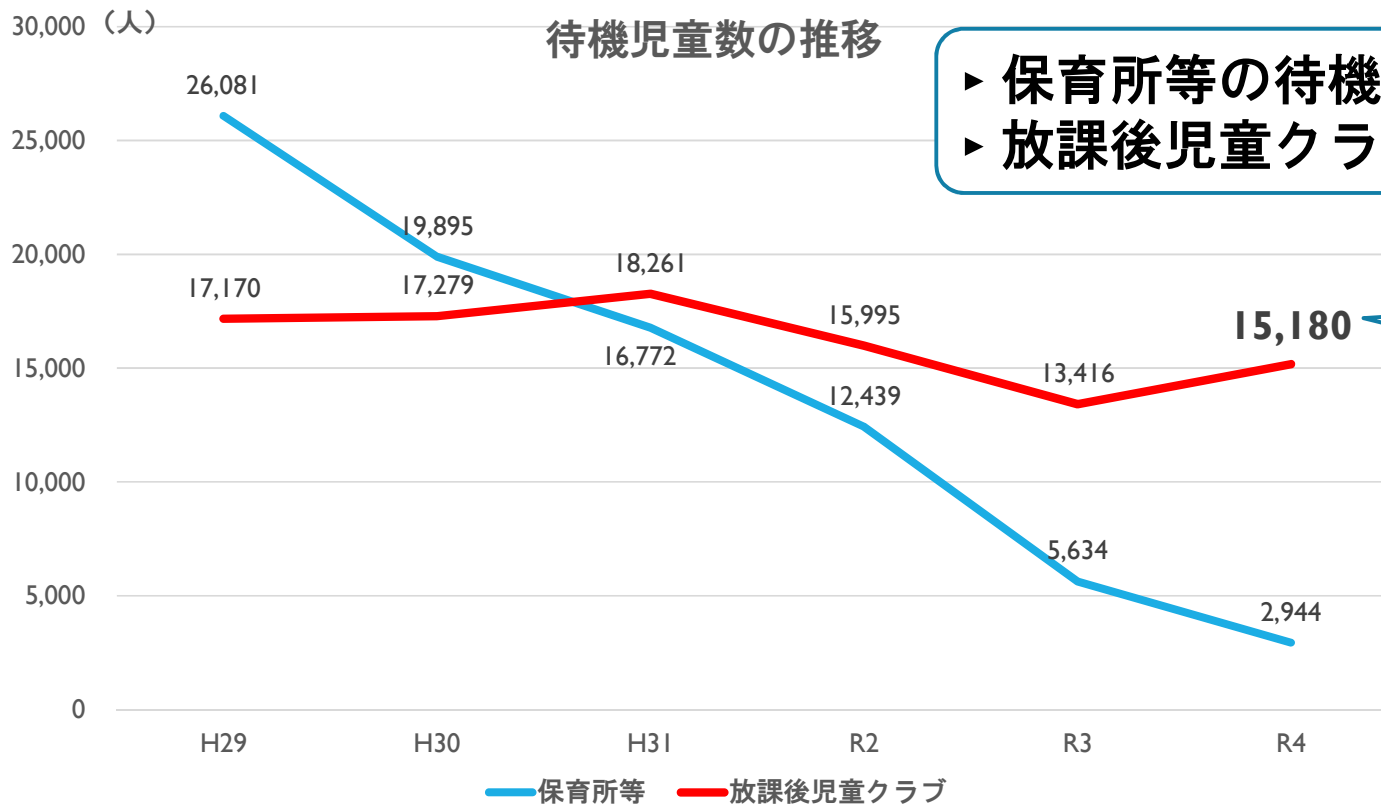
九都県市首脳会議 千葉県提案



千葉県マスコットキャラクター
「チーバくん」

「小1の壁」

子どもの小学校入学とともに、
保育所等に代わる預け先がなくなる



- ▶ 保育所等の待機児童数は減少傾向
- ▶ 放課後児童クラブの待機児童数は横ばい

うち九都県市で6,208人
(全国の約4割強)



厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」をもとに作成

新・放課後子ども総合プラン（2019～2023年度）

- 2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備
- 新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施
- 子どもの主体性を尊重し、健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底

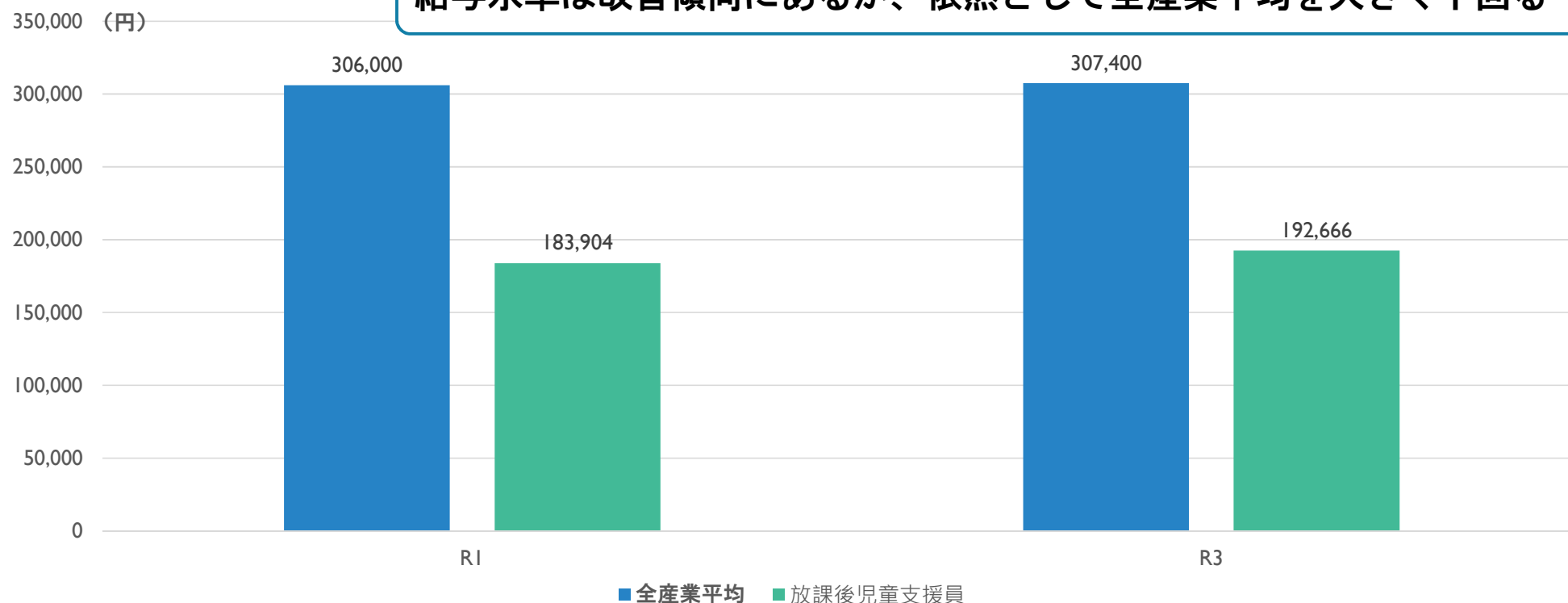
プランは今年度末で終期を迎えるが・・・



- 待機児童数は約15,000人と解消していない
- ◎ 登録児童数は約139万人と過去最高を更新

放課後児童支援員の給与水準

給与水準は改善傾向にあるが、依然として全産業平均を大きく下回る



厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、厚生労働省委託調査「放課後児童クラブの運営状況及び職員の処遇に関する調査」
(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社) をもとに作成

子どもの豊かな成長に向けて

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
所管	こども家庭庁	文部科学省
対象	共働き家庭の小学校就学児童	全ての子供
内容	適切な遊びや生活の場を提供	地域住民等の参画による学習支援や多様な体験活動



- ・ 保護者の就労を要件としない児童の受け入れ
- ・ 地域のニーズにあった様々な体験や学習のプログラムの実施 など

地域の実情に応じ運用できるよう、柔軟に活用できる補助制度の拡充等

子どもの安全・安心のために

放課後児童支援員がわいせつ行為等の不適切行為をするなどして資格の認定者名簿から削除された場合の対応



子どもが安全・安心に過ごすため、国の責任において、わいせつ行為等の不適切行為の排除に向けた制度の整備が必要

要望内容

- 1 「新・放課後子ども総合プラン」の後継プランの策定による受け皿の整備促進
- 2 放課後児童支援員の更なる処遇改善や資質の向上
- 3 地域の実情に応じて柔軟に活用できる補助制度の拡充等
- 4 わいせつ行為等の不適切行為の排除に向けた制度の整備

マンションにおける防災力の向上について（案）

今年には近代日本の首都圏に未曾有の被害をもたらした関東大震災から100年の節目であり、より一層、防災に対する住民の意識が高まってきている。

この100年の間に、国民の居住形態は大きく変化し、特に九都県市においては、マンションが主要な居住形態として普及しており、人口約3,600万人の半数がマンション等の共同住宅に居住している。

そのため、こうしたマンション等の共同住宅に対する防災力の向上は喫緊の課題である。

一般的に、マンションは、災害に対して強靱性を持つ構造物であるが、東日本大震災の際は、マンションの建物自体が損傷を受けていなくても、停電により給水ポンプやエレベーターが停止し、在宅避難が継続できなくなる事態が発生した。また、マンションの高層階ほど、家具類の転倒・落下等が多く発生する傾向が見られた。

さらに、今年5月には、最大震度5強の千葉県南部地震が発生し、多くのマンションでエレベーターが一時停止したほか、長時間停止する事案も見られた。

マンションにおける防災力の向上に関連する制度には、国の管理計画認定制度や、自治体独自の防災力を向上させたマンションに対する認定制度などがある。

また、一部の自治体では、避難所として協定を結んだマンションへの設備設置やコミュニティ形成などの取組に対して支援を行っている。

しかし、今年8月に公開された「今後のマンション政策のあり方に関する検討会 とりまとめ」（国土交通省）では、管理計画認定制度に独自の認定基準を定めている自治体は存在するものの全国的な取組には至っていないこと、自らが居住するマンションの防災対策を知らない居住者も多く存在し、マンションの防災対策の実施や検討が十分でない可能性があること、地域との関わりも十分に確保されていないことが指摘されている。また、今後の施策の方向性として、管理計画認定制度における自治体独自の基準として防災活動などを定めている事例について、他自治体への展開を進めるとともに、全国的な基準として位置付けることも視野に認定基準のあり方を検討することなどが示された。

そのため、大規模な地震が発生した際に適切な防災行動をとりうるマンションを増やし、被災後も住民が安心して在宅避難等を継続していくためには、さらなる防災上の備えの推進が必要である。

については、マンションにおける防災力の向上に向けて次の事項を要望する。

- 1 エレベーター停止、トイレ使用不可等のマンション特有の課題も踏まえた日頃の備えや、災害時の共助を促進するための地域との連携等の重要性について、国として、普及啓発の取組を強化すること。

- 2 管理計画認定制度における防災上の視点を高めるよう、自治体の意見を十分に聞きながら、「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」で示された施策の方向性に沿った取組を推進すること。
- 3 管理計画認定等を取得したマンションが行う、非常用発電設備、エレベーター、給排水・トイレ、備蓄等の防災対策に対して、地方財政に負担がないよう、財政的な支援を行うこと。
- 4 エレベーター等の迅速な点検、復旧のための技術者確保に向けて、業界団体との連携や自治体間の相互支援体制の強化を支援すること。
- 5 災害時の共助を促進するため、マンション内及び地縁による団体等の地域コミュニティとのつながり形成に資する支援を強化すること。

令和 年 月 日

内閣総理大臣	岸田 文雄 様
財務大臣	鈴木 俊一 様
国土交通大臣	斉藤 鉄夫 様
内閣府特命担当大臣	松村 祥史 様

九都県市首脳会議

座長	神奈川県知事	黒岩 祐治
	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県知事	熊谷 俊人
	東京都知事	小池 百合子
	横浜市 市長	山中 竹春
	川崎市 市長	福田 紀彦
	千葉市 市長	神谷 俊一
	さいたま市長	清水 勇人
	相模原市長	本村 賢太郎

令和5年10月31日（火）
第84回九都県市首脳会議

マンションにおける 防災力の向上について



TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT

マンションにおける防災力の向上

要望の背景

- 居住形態はこの100年で大きく変化し、
九都県市では人口の約半数がマンション等の共同住宅に居住
- 東日本大震災の際は、停電により給水ポンプやエレベーターが停止し、
在宅避難が継続できなくなる事態が発生

マンションに対する防災力向上は喫緊の課題

大地震発生時にも、安心して在宅避難等を継続できるよう、
マンションの防災上の備えの推進が不可欠

《要望事項》

- ① 普及啓発の強化
- ② ③ 管理計画認定制度の拡充等によるマンション防災の推進
- ④ 地震発生時等の応急体制の強化
- ⑤ マンションと地域コミュニティとのつながり形成支援

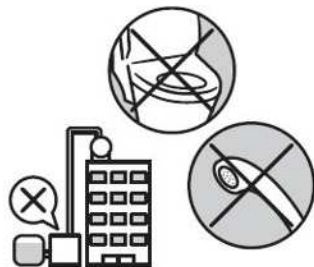
要望① 日頃の備えや地域との連携等の重要性に関する普及啓発の強化

✓ マンション特有の課題：災害時にはエレベーターやトイレが使えない、普段から地域との関わりが希薄

「エレベーターやトイレが使えなくなる」ことなどがマンションの課題

【マンションの弱み】

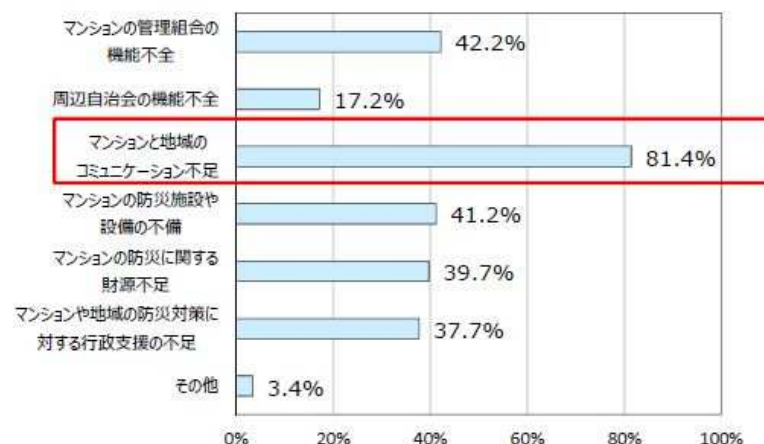
- エレベーターが使えなくなる
- 排水管が損傷を受けると、トイレが使えなくなる
- 照明、機械式駐車場、入口のオートロックなど共用設備が使えなくなる



【出典】東京暮らし防災「マンション防災を知ろう」より抜粋

地域防災の取組に当たっての課題として、「**マンションと地域のコミュニケーション不足**」との回答が多い

地域防災に取り組むにあたっての問題点（管理業者N=204）



【出典】国土交通政策研究所「マンションと地域の連携・共助による地域防災力の強化に関する調査研究」



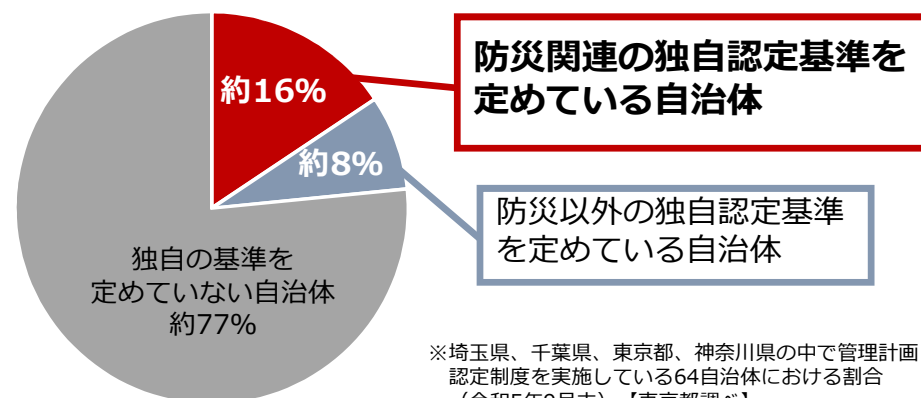
マンションにおける日頃の備えや地域との連携等に関する重要性の普及啓発を強化

要望② 管理計画認定制度における防災上の視点を高める取組の推進

- ✓ 管理計画認定制度の認定基準に**防災関連の項目は無く、**
独自基準を定めて防災対策を推進している自治体は一部

管理計画認定制度の主な認定基準
修繕その他管理の方法
修繕その他の管理に係る資金計画
管理組合の運営状況
管理適正化指針等に照らして適切なもの

1都3県内で独自の認定基準を定める自治体の割合※



防災の取組が進んだマンションを拡大するため、
防災上の視点の強化が必要

- ☞ 管理計画認定制度における防災上の視点を高めるよう
自治体の意見を十分に聞きながら取組を推進

要望③ 管理計画認定等を取得したマンションの防災対策等への支援

- ✓ マンションにおける災害への備えが不足していると、
居住者が在宅避難を行えないおそれ

在宅避難を支える設備等の設置を推進

【具体例】



停電対策
(非常用発電設備等)



給排水・トイレ対策
(マンホールトイレ・
簡易トイレの設置等)



備蓄対策
(備蓄スペース確保)

首都直下地震が発生した場合の被害シナリオ (ライフライン)	
発災直後	電気・上下水道・ガス・通信の途絶
3日後～ 1週間後	被害状況によっては復旧長期化の可能性、 計画停電実施・継続の可能性
1か月後	一部地域で復旧長期化の可能性

電気・給排水等の復旧が進まずに**在宅避難が困難化**



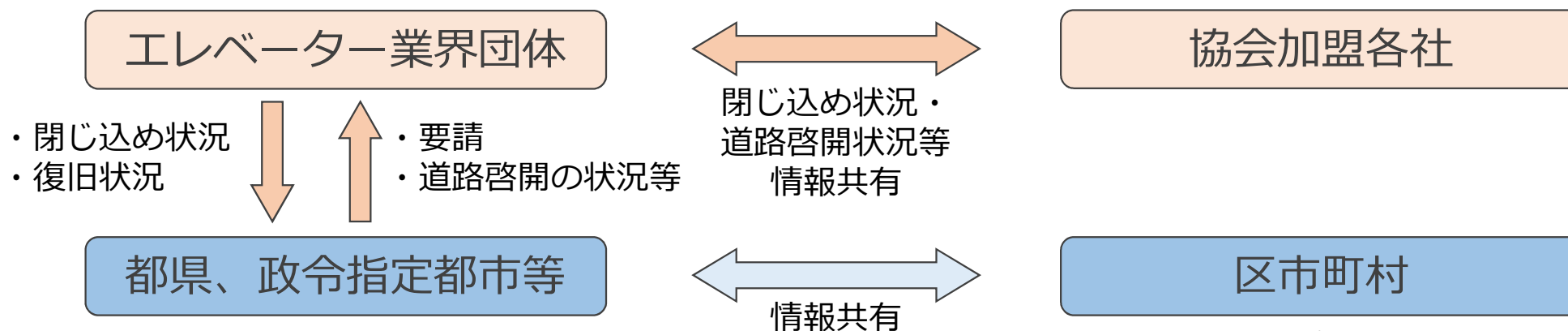
管理計画認定等を取得したマンションが行う
防災対策等に財政的な支援を実施

要望④ 地震発生時等の応急体制の強化

- ✓ エレベーターや給排水設備等の復旧に時間がかかると、**在宅避難が困難化**

エレベーター等の応急体制の確保が必要

【例】エレベーターにおける早期復旧に向けた連携イメージ - 自治体・業界団体が連携して対応する体制を整備 -



【出典】「TOKYO強靱化プロジェクト」より抜粋



迅速な点検、復旧のための技術者確保に向けて、業界団体との連携や自治体間の相互支援体制の強化を支援

要望⑤

マンションと地域コミュニティとのつながり形成支援

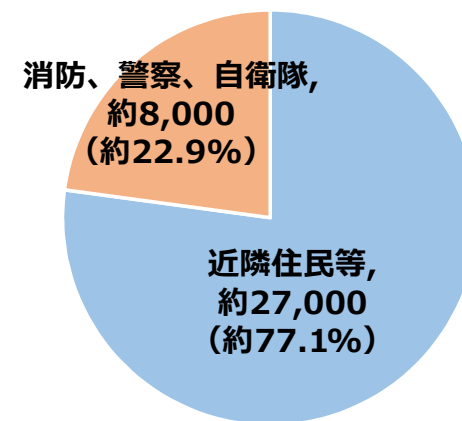
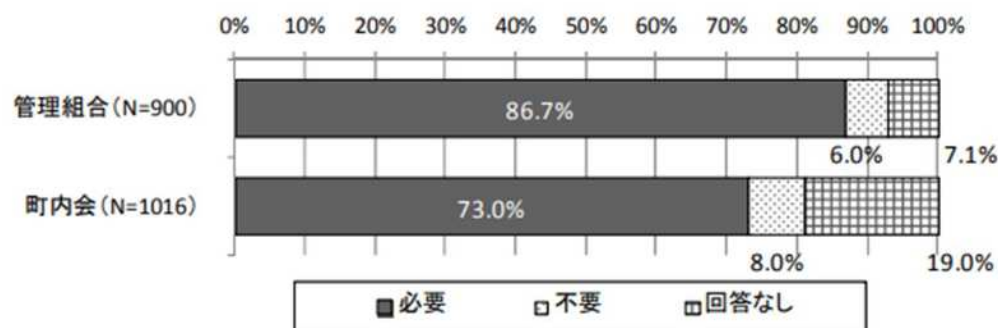
✓ マンション内のコミュニティ形成や地域との連携が不足

マンション管理組合の約9割、町内会の約7割が、「**マンションと地域が連携して防災・減災に取り組むことが必要**」と回答

阪神・淡路大震災では、地震によって倒壊した建物から、**家族や近隣の住民等によって約8割が救出**

<マンションと地域が連携して防災・減災に取り組むことの必要性>

<阪神・淡路大震災における救助の主体と救助者数>



【出典】国土交通政策研究所「マンションと地域の連携・共助による地域防災力の強化に関する調査研究」

【出典】内閣府 平成26年版 防災白書



災害時の共助を促進するため、マンション内及び地域コミュニティとのつながり形成に資する支援を強化

農地及び農林業用施設の災害復旧のための支援の拡充について (案)

令和元年に発生した東日本台風では、一都三県においても、尊い人命が奪われるとともに、道路、橋梁、河川等の公共土木施設、医療施設、学校教育施設、商業施設、住宅等が大きな被害を受け、住民生活や経済活動等も多大なる影響を受けるなど、その損害は計り知れないものがあつた。

そのような中、農地や、農道・林道等の農林業用施設も甚大な被害を受けた。農地や農道等は我が国における食料の安定供給と食料自給率の持続的な確保のために欠くことのできない基盤であり、林道等は森林整備のみならず、森林資源の循環利用による脱炭素社会の実現、さらには国民の生命、財産を守る、治山・治水といった国土保全の取組の基盤となる重要な施設であることから、公共土木施設等と同様に、農地及び農林業用施設の復旧は必要不可欠なものである。

加えて、近年は記録的な自然災害が全国各地で多発するなど、気候変動の影響等による自然災害の激甚化、頻発化が顕著であることから、被災箇所が更なる被害を受けないためにも、災害復旧を着実かつ早期に実施することが重要となっている。

現在、地方公共団体では、「農林水産業施設災害復旧事業費の国庫補助の暫定措置に関する法律」等による補助制度を活用し、農地及び農林業用施設の災害復旧に取り組んでいるが、この制度を活用するためには、災害発生から1か月以内に被害を確定し、国に報告する必要がある。

しかしながら、特に林道周辺は、急峻な土地が多いなど、地理的、地形的条件が厳しいこと、また地方公共団体は、避難所の開設など住民の安全確保や被災者の支援、生活基盤の早期回復が最優先課題であること等から、全ての農地及び農林業用施設の被害を1か月以内に調査し、報告することは困難な状況である。

また、国の補助制度を活用できない場合、地方公共団体は一般財源等により農林業に係る災害復旧事業を実施することとなり、財政的に大きな負担となることから、農地及び農林業用施設の着実かつ早期復旧を進める上で支障となっている。

こうしたことから、地方公共団体が、円滑に農地及び農林業用施設の災害復旧に取り組めるよう、次のとおり要望する。

- 1 農林業に係る災害復旧事業を円滑に進めるため、被災の規模や状況に応じて、国への被害報告期限を緩和すること。
- 2 国への報告期限の緩和が困難な場合、報告期限後に確定した被災箇所の復旧に必要な新たな補助制度等を創設すること、または既存の農林業施設整備事業等を災害復旧事業にも適用できるよう採択基準を見直すこと。
- 3 地方公共団体が行う農林業災害復旧事業に係る被害調査、報告に対する国の人的支援について、更なる充実・強化に努めること。

令和5年 月 日

農林水産大臣 宮 下 一 郎 様

九都県市首脳会議

座 長	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さ い た ま 市 長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎



潤水都市 さがみはら

第84回九都県市首脳会議 相模原市提案

農地及び農林業用施設の災害復旧のための 支援の拡充について



提案の背景



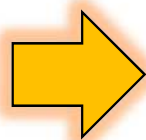
潤水都市 さがみはら

〈令和元年東日本台風〉

一都三県において農地及び農林業用施設に多大なる被害を受けた



記録的な**自然災害**が全国各地で**多発**、自然災害の**激甚化**、**頻発化**が進行



被災地の**着実かつ早期復旧**の重要性が**これまで以上に増大**

提案の背景



農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の 暫定措置に関する法律

災害発生

被害確定報告(1か月)

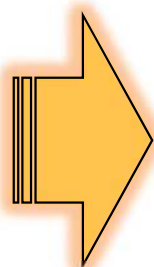
※被害箇所の確定、被害額の算出

復旧被害概要書の提出
※東日本台風時は2か月以内(現在は撤廃)

※測量、設計、積算

災害査定

災害復旧事業費の提出



災害査定の採択を
受けた場合

国の補助制度の活用が可能となり、
円滑な災害復旧事業に寄与

(参考) 国庫補助率 (激甚災害の場合)

施設名	農地	農業用施設	林道
補助率	約96%	約98%	約92%

90%以上になっており、
高い補助率である

※農林水産省、林野庁HPより過去5年間の平均

課題

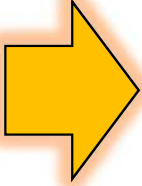


潤水都市 さがみはら

〈被災時の現状〉

- ◆地方公共団体は、避難所の開設など**住民の安全確保や被災者の支援、生活基盤の早期回復を最優先に実施**
- ◆林道等の施設は、急峻な土地が多いなど、**地理的、地形的条件が厳しく、現地調査自体に困難を極めている**
- ◆被害調査や設計などを担当する**技術職員の不足**



- 
- ✓ 大規模な災害では、事業採択に必要な**調査、報告を期限内（1ヶ月）に対応することは非常に困難**
 - ✓ 事業採択を受けられない場合、**財政的に大きな負担となることから、着実かつ早期復旧は困難**

しかしながら……

◆ 農地、農業用施設

我が国における**食料の安定供給と食料自給率の持続的な確保**のために欠くことのできない**基盤**となる重要な施設

◆ 林業用施設

森林整備のみならず、森林資源の循環利用による**脱炭素社会の実現**、さらには**国民の生命、財産を守る、治山・治水**といった**国土保全の取組の基盤**となる重要な施設

道路や橋梁など公共土木施設等と同様に、
着実に復旧することは必要不可欠

要望事項



潤水都市 さがみはら

① 報告期限の緩和

農林業に係る災害復旧事業を円滑に進めるため、被害の状況や規模に応じて、**国への被害報告期限を緩和すること。**

② 新たな財政支援等

国への報告期限の緩和が困難な場合、**報告期限後に確定した被災箇所**の復旧に必要な**新たな補助制度等を創設すること。**

または既存の農林業施設整備事業等を**災害復旧事業にも適用**できるように**採択基準を見直すこと。**

③ 人的支援の更なる充実・強化

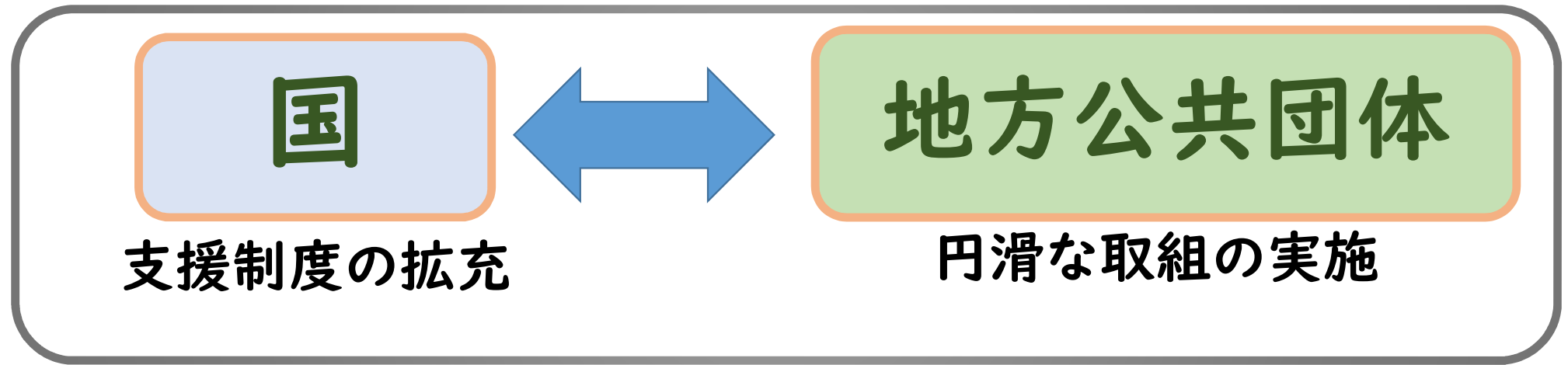
地方公共団体が行う農林業災害復旧事業に係る被害調査、報告に対する**国の人的支援**について、既存の人的支援制度の**更なる充実・強化**に努めること。

最後に



潤水都市 さがみはら

円滑な農地及び農林業用施設の災害復旧に向けて・・・



結果として

災害復旧の更なる強化を図ることにより
自然災害の激甚化・頻発化に負けない社会を実現

介護保険制度の安定的な運営に向けた 財政基盤の強化等について（案）

介護保険制度は、平成12年の制度創設時と比較して、サービス利用者数が3.5倍、516万人（令和3年末時点）となるなど、高齢者の介護になくてはならないものとして定着している。

そうした中、令和3年11月に公表された令和2年「国勢調査」結果では、我が国の高齢者人口は3,602万7千人、高齢化率は28.6%といずれも過去最高となった。今後も増加・上昇が見込まれる中、すでに65歳以上高齢者が負担する保険料基準額の全国平均は制度創設時の2倍を超えており、高齢者の保険料に対する負担感は増大している。

さらに、国が負担する介護給付費負担金の内の5%に当たる調整交付金は、九都県市をはじめとする都市部において構造的に交付割合が低くなる傾向にあり、調整交付金の減額に伴う不足額は、第1号被保険者の保険料に上乘せされている状況である。

一方で、介護人材の不足はますます深刻となっている。特に訪問介護については、第220回社会保障審議会介護給付費分科会資料によると有効求人倍率が15.53倍であり、危機的状況となっている。

また、令和4年度「介護労働実態調査」結果においては、全国の事業所全体の83.5%、中でも23区と指定都市では85%が訪問介護員の不足を感じているという状況である。

さらに、介護支援専門員についても、高齢化の進展に伴い必要数の増加が見込まれる中、実務研修受講試験の受験者数及び合格者数は見込まれる需要に対し増加率が十分でなく、今後更なる人材不足が懸念されている。

しかしながら、介護事業者は、介護報酬により経営を行っているため賃上げも難しく、必要な人材が他産業へ流失しており、処遇改善のための実効性のある対策を早急に講ずる必要がある。

現在、国の社会保障審議会（介護給付費分科会）にて、令和6年度介護報酬改定に向けた議論が行われているところであるが、超高

齡社会にあつて、介護保険制度を将来にわたり持続可能な制度としていくため、以下の事項を要望する。

1 介護保険制度の持続的・安定的な運営を図るため、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げ、被保険者の保険料の上昇を抑制する財政措置を講ずること。

また、国の負担割合のうち、調整交付金の割合にあたる5%は定率分として交付し、調整交付金は別枠化すること。

2 介護職員・介護支援専門員等の確保・定着を図るため、介護保険財政に過度な負担が生じることのないよう十分配慮しつつ、更なる処遇改善を図るとともに、新規人材の確保や職場環境の改善、離職防止などにおいて、より実効性のある対策を早急に講ずること。

令和5年 月 日

厚生労働大臣 武見敬三様

九都県市首脳会議

座長 神奈川県知事	黒岩祐治
埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	熊谷俊人
東京都知事	小池百合子
横浜市長	山中竹春
川崎市市長	福田紀彦
千葉市長	神谷俊一
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎



さいたま市

令和5年10月31日(火)

第84回九都県市首脳会議

介護保険制度の安定的な運営に向けた 財政基盤の強化等について

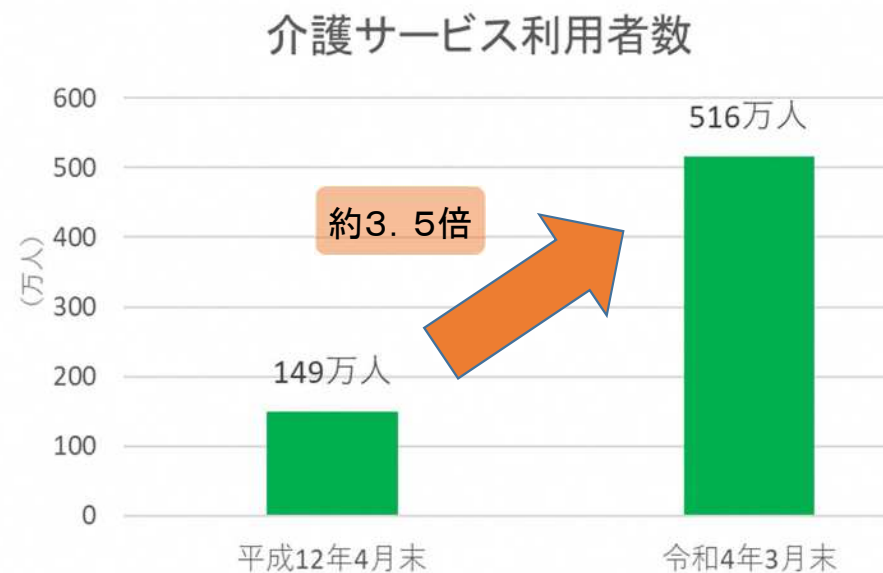
さいたま市提案

1 高齢化の進展と介護保険制度

○ 高齢者の人口と割合は、**今後もさらに増加・上昇**



出典：総務省統計局 統計トピックスNo.138 統計からみた我が国の高齢者－「敬老の日」にちなんで－



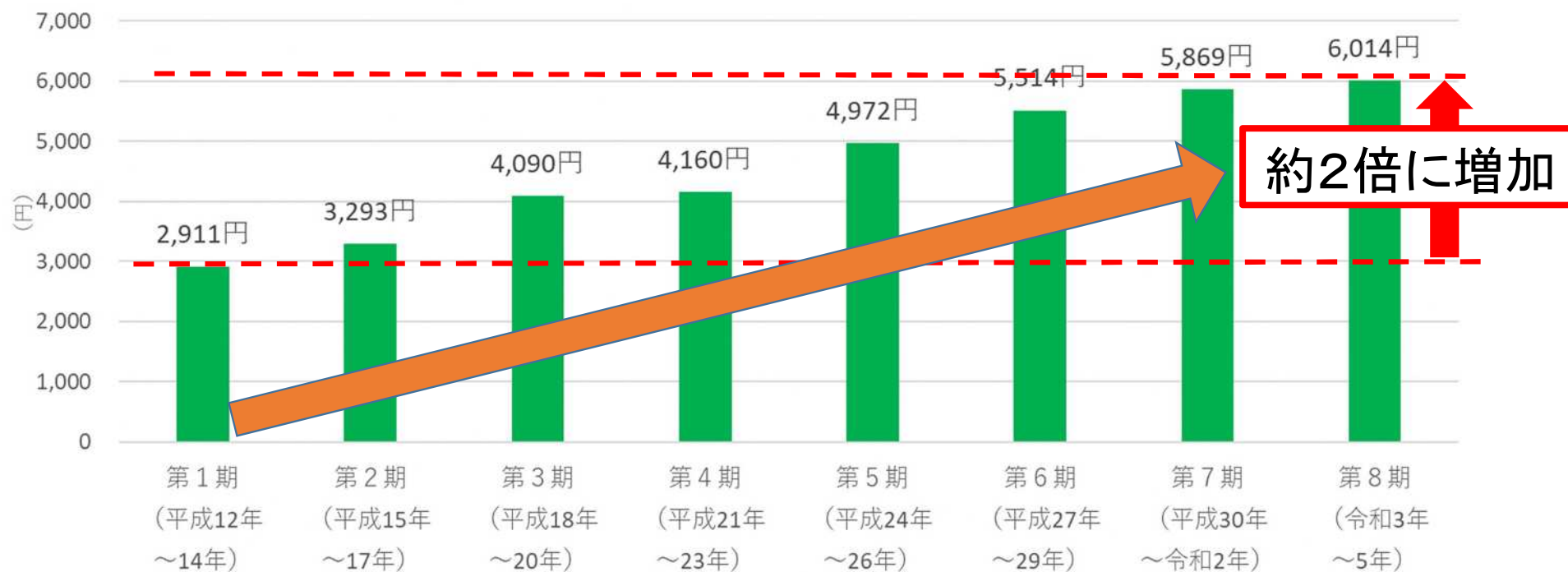
出典：厚生労働省 第217回 (R5.5.24) 社会保障審議会 (介護給付費分科会) 資料

➡ **介護保険制度は高齢者の介護に
なくてはならないものとして定着**

2 高齢者の保険料負担の増加 ①

○ 高齢者が支払う保険料の全国平均は、**改定のたびに上昇**

65歳以上が支払う保険料



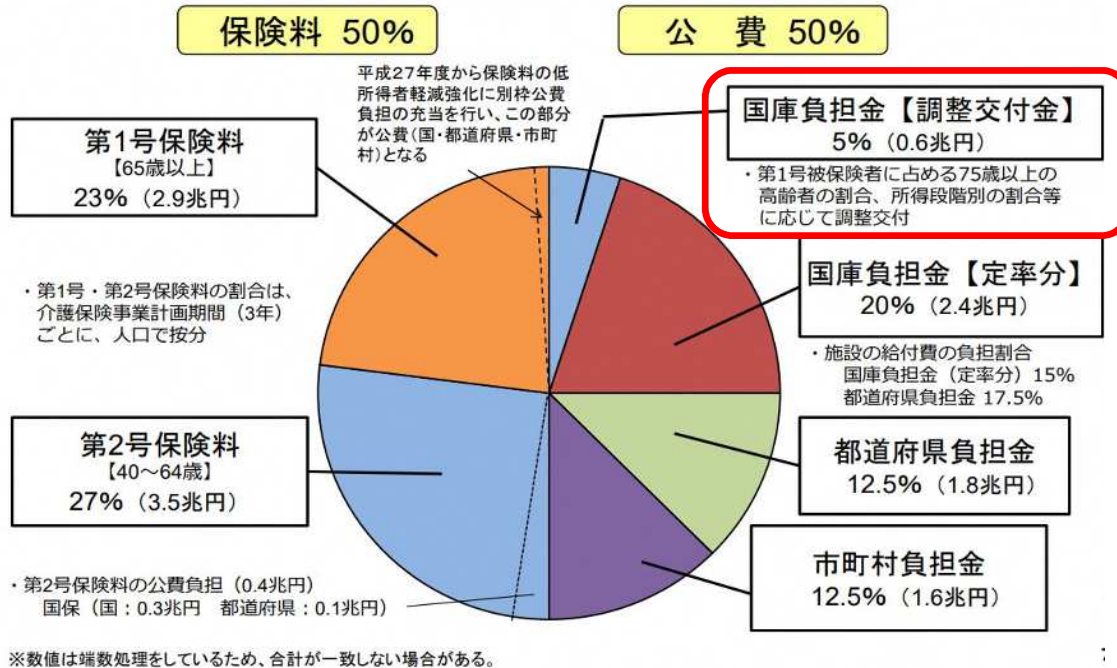
出典：厚生労働省 第217回 (R5.5.24) 社会保障審議会 (介護給付費分科会) 資料

➡ 高齢者が負担する保険料は既に制度創設当初の**約2倍**に

3 高齢者の保険料負担の増加 ②

介護保険の財源構成と規模

(令和5年度予算 介護給付費：12.8兆円)
総費用ベース：13.8兆円



出典：厚生労働省 第217回 (R5.5.24) 社会保障審議会(介護給付費分科会)資料

○九都県市内指定都市の調整交付金の交付割合(令和4年度計画値)

横浜市	3.30%
川崎市	3.29%
千葉市	3.79%
さいたま市	2.70%
相模原市	1.99%

※5%交付された場合とのさいたま市における差異(計画値)

約65.8億円(令和3~5年度)

➡ 差額は高齢者の保険料に上乗せ

➡ 国庫負担の引上げ、調整交付金の別枠化が必要

4 介護人材の不足

訪問介護員

○訪問介護員の有効求人倍率

令和4年度 15.53倍

(施設介護職員は 3.79倍)

出典：厚生労働省 第220回 (R5.7.24) 社会保障審議会 (介護給付費分科会) 資料

○訪問介護員の過不足状況

(令和4年度「介護労働実態調査」結果)

全事業所 83.5%

23区、指定都市 85.0%

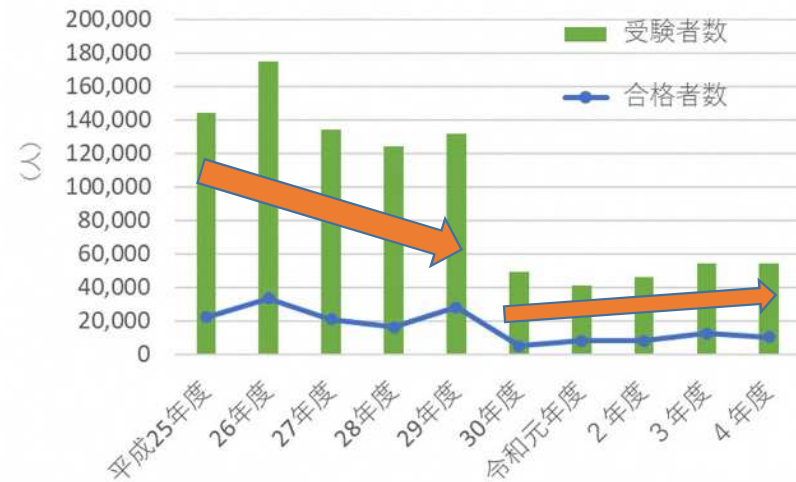
※訪問介護員がいる事業所のうち、訪問介護員が不足していると回答した事業所の割合

出典：公益財団法人介護労働安定センター 第令和4年度 介護労働実態調査結果 資料

介護支援専門員(ケアマネジャー)

○ 受験者・合格者数の増加が不十分であり、**更なる人材不足の懸念**

介護支援専門員 実務研修受講試験の
受験者数・合格者数の推移



出典：厚生労働省HP 介護支援専門員実務研修受講試験の実施状況等

介護職員・介護支援員等の更なる処遇改善が急務

5 要望事項

- 1 介護保険制度の持続的・安定的な運営を図るため、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げ、被保険者の保険料の上昇を抑制する財政措置を講ずること。

また、国の負担割合のうち、調整交付金の割合にあたる5%は定率分として交付し、調整交付金は別枠化すること。

- 2 介護職員・介護支援専門員等の確保・定着を図るため、介護保険財政に過度な負担が生じることのないよう十分に配慮しつつ、更なる処遇改善を図るとともに、新規人材の確保や職場環境の改善、離職防止などにおいて、より実効性のある対策を早急に講ずること。

新興感染症対策への実効性ある支援について（案）

新型コロナウイルス感染症の発生以来、各地方公共団体においては、住民の安全・安心な生活を守るため、全力で対応にあたってきた。一方、感染症への対応については「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）等において、法制度上の権限や役割等が定められている中で、医療提供体制の確保に係る都道府県・保健所設置市の権限や財政措置等について課題もあった。

こうしたことを受け、国においては感染症法が一部改正され、都道府県・保健所設置市・医療関係者等が平時・非常時における役割分担や連携のあり方を議論・協議する「連携協議会」の創設や、「予防計画」の策定が規定されるなど、新興感染症発生時の権限や役割の明確化については、一定の方向性が示されている。

「予防計画」に定める医療提供体制や検査体制等の数値目標などに基づき、新興感染症発生時に円滑に機能する仕組みを構築し、都道府県、保健所設置市等の各主体が役割に応じて平時から適切な対応を実施するとともに、安定的かつ持続可能な地域の医療提供体制を確保していくためには、財政的な裏付けが不可欠である。

国は、医療機関等に対する財政支援などについて方向性を示しているものの、十分ではない。さらに地方債の特例規定の創設など、地方公共団体の負担について不明確な点がある。感染症への備えは、地域によって差が生じるべきではなく、人口が集中する首都圏において、新興感染症への適切な対応を実施するためには、地域の実情に応じて、都道府県や市区町村が独自に実施する取組も含め、十分な財政措置を講じる等、真に実効的な財政措置とする必要がある。については、次の事項について要望する。

- 1 新興感染症への対応にあたっては、人口が集中する首都圏特有の課題を踏まえ、迅速な対応が図れるよう、平時から十分かつ柔軟な財政措置を実施すること。

- 2 新興感染症に対応するための財政措置に係る額の決定にあたっては、
地方公共団体や医療機関等の実状や実績に十分配慮した支援とすること。

令和5年 月 日

厚生労働大臣 武見敬三様

九都県市首脳会議

座長	神奈川県知事	黒岩祐治
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	横浜市長	山中竹春
	川崎市市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

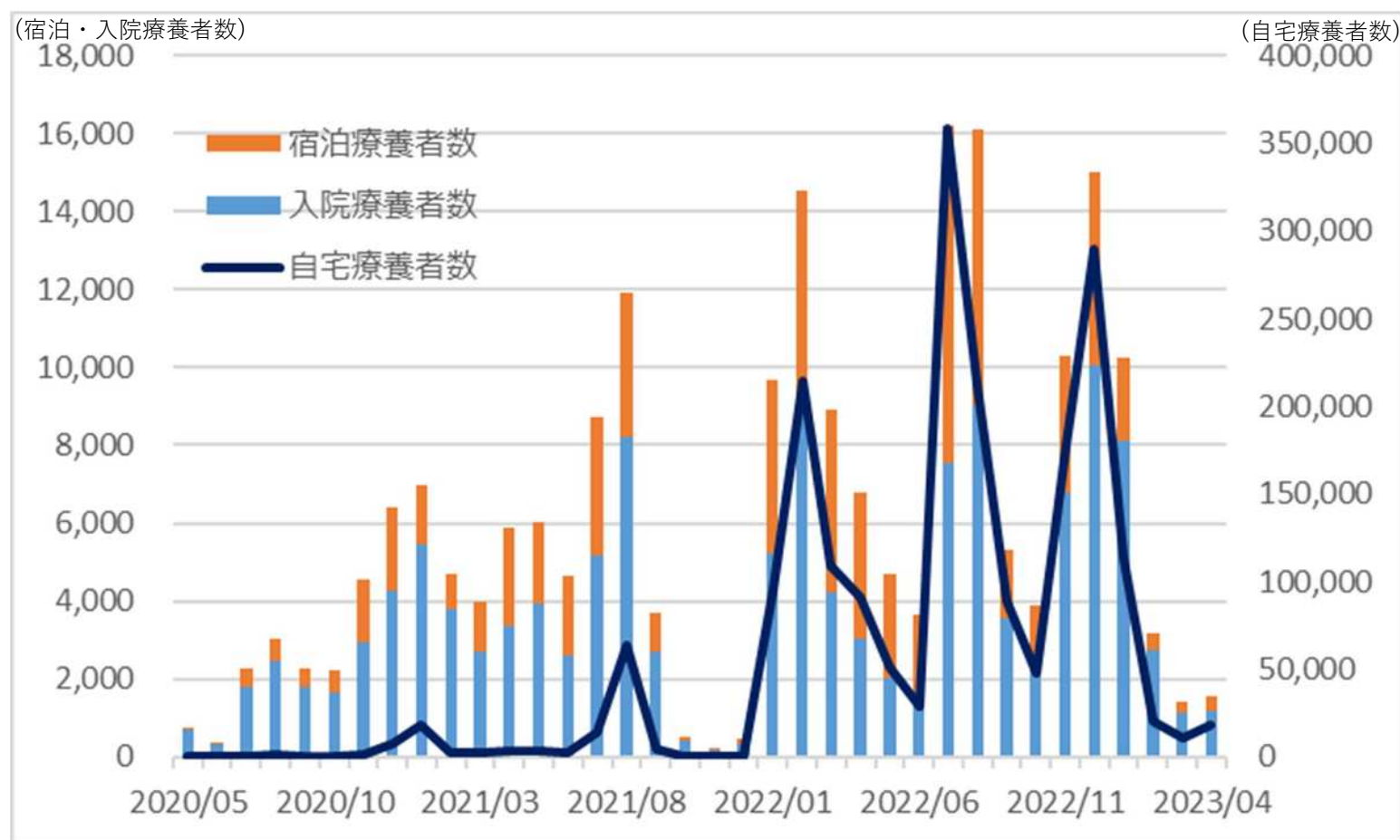
令和5年10月31日(火)
第84回九都県市首脳会議

新興感染症対策への実効性ある支援について 川崎市提案

1 新型コロナウイルス感染症への対応

医療提供体制の確保・自宅・宿泊療養への対応など、かつてない健康危機管理事象の発生への新たな対応が必要となった。また、発生当初においては、『**情報共有・役割分担**』などに課題が生じた。

一都三県における入院・宿泊・自宅療養者数の推移



2 国の動向 ①

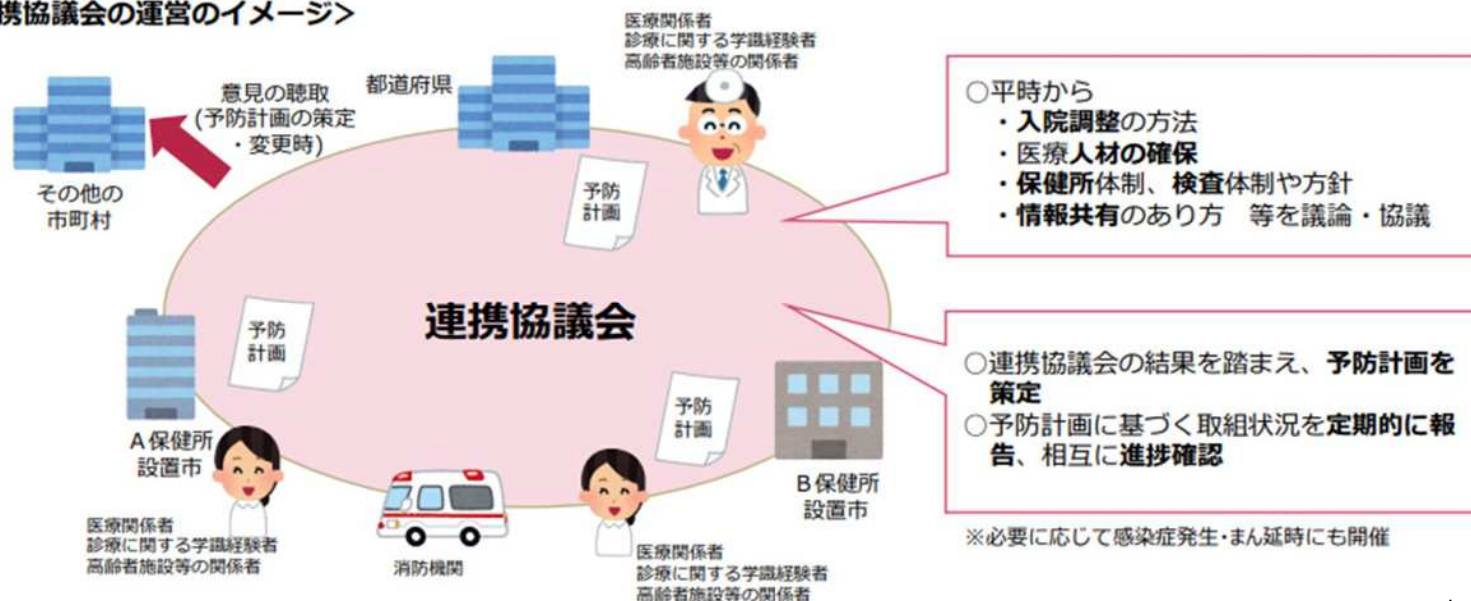
令和5年4月に感染症法^(※)が改正、『**連携協議会**』の創設や『**予防計画**』の策定等が規定

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

連携協議会の創設と予防計画の策定

- 連携協議会：入院調整の方法、医療人材の確保、保健所体制、検査体制や方針、情報共有のあり方などについて、
平時から議論・協議
- 予防計画：連携協議会の結果を踏まえて予防計画を策定、各主体が計画に基づき取組を推進

<連携協議会の運営のイメージ>



出典：厚生労働省資料

3 国の動向 ②

『宿泊・自宅療養者の医療』や『流行初期医療確保措置』等への財政支援規定の新設等、関連法令も併せて改正

感染症法の改正による医療機関等に対する財政支援規定

★印は負担規定

現行

国の負担
・補助割合

感染症指定医療機関等の設備整備 (第60条等)	入院措置 (第58条第10号等) ★	検査 (第58条第1号) ★	建物の立入制限等の措置 (第58条第8号等) ★	消毒等の措置 (第58条第5号等) ★	宿泊・自宅療養者の医療 (新設) ★	協定締結医療機関等が実施する措置 (新設)	流行初期医療確保措置 (新設) ★
1/2 (都道府県と折半)	3/4 (都道府県等は1/4)	1/2 (都道府県等と折半)	1/2 (都道府県等と折半)	1/2 (都道府県等と一般市町村で折半する場合、1/3)	規定なし	規定なし	規定なし

補助の対象機関の拡大

負担・補助規定の新設

改正後

国の負担
・補助割合

1/2 (※) ※ 特定・第一種・第二種感染症指定医療機関以外の協定締結医療機関、宿泊療養施設、検査機関を追加	3/4 (都道府県等は1/4)	1/2 (都道府県等と折半)	1/2 (都道府県等と折半)	1/2 (都道府県等と一般市町村が折半する場合、1/3)	3/4 (都道府県等は1/4)	3/4 (都道府県等は1/4)	3/4 (都道府県は1/4) ※公費の中で負担割合
--	-----------------	----------------	----------------	------------------------------	-----------------	-----------------	------------------------------

出典：厚生労働省資料

4 想定される今後の取組

各都県市において、新興感染症への適切な対応に向けて、予防計画に基づき、
平時から様々な取組の推進が求められる中、財政的な裏付けが不可欠

今後、対応が想定される主な取組

取組の例	具体例
● 医療提供体制の確保に向けた取組	感染症指定医療機関等の設備整備、入院措置体制の確保 など
● 検査体制の確保に向けた取組	検査機器等の整備、検査試薬等の確保 など
● 宿泊・自宅療養者の医療に関する取組	患者移送体制の構築、宿泊療養・自宅療養体制の確保 など
● 感染症対応に係る人材育成の取組	保健医療関係者等への研修・訓練の実施 など

5 新興感染症への適切な対応に向けて

- 各主体が役割に応じて平時から適切な対応を実施するとともに、安定的かつ持続可能な地域の医療提供体制を確保していくためには、財政的な裏付けが不可欠
- 地域の実情に応じて、都道府県や市区町村が独自に実施する取組も含め、十分な財政措置を講じる等、真に実効的な財政措置とする必要

6 国への要望内容

(1) 新興感染症への対応にあたっては、**人口が集中する首都圏特有の課題を踏まえ**、迅速な対応が図れるよう、**平時から十分かつ柔軟な財政措置を実施**すること。

(2) 新興感染症に対応するための財政措置に係る額の決定にあたっては、**地方公共団体や医療機関等の実状や実績に十分配慮した支援**とすること。

緑地保全制度の拡充について（案）

緑は、潤いのある生活環境と魅力ある景観を形成し、癒しやアクティビティの場として住民の健やかな心身をはぐくむことに寄与しており、コロナ禍を契機に、生活圏の貴重な屋外空間として、その重要性が再認識されている。

また、世界レベルでの気候変動に伴い、自然災害が激甚化・頻発化しているなか、緑地は災害時の避難場所や二酸化炭素の吸収及び固定の場、更には多様な生物の生息及び生育場所等として様々な機能を有し、住民の暮らしを支える基盤となっている。

国においては、平成29年に「都市緑地法等の一部を改正する法律」を施行し、都市における緑地の保全・活用策を創設したほか、令和6年度の概算要求及び税制改正要望では、特別緑地保全地区等の土地の買入れを公益団体が担う制度創設と、それに伴い必要となる恒久的な税制上の特例措置を盛り込んでいる。さらに、本年9月に策定した「グリーンインフラ推進戦略 2023」においても都市緑地の創出・保全の取組について掲げるなど、都市部の緑地保全への支援強化を進めているところである。

一方で、開発可能性が高い都市部の緑地を多く抱える九都県市においては、少子高齢化という社会情勢の変化等から、相続等を契機として、上記の国制度や地方自治体の施策のみでは緑地の維持が困難になる事例も生じている。

については、緑豊かな環境を次世代に受け継ぐため、緑地保全制度の拡充について、次の事項を要望する。

- 1 民有緑地を維持・継続するため、法や条例に基づき私権制限が生じる保全緑地に係る相続税の納税猶予制度を創設するなど、税負担の軽減措置を講じること。
- 2 民有緑地の円滑な公有地化を促進するため、保全緑地の買入れに対する財政的支援の拡充、譲渡所得特別控除額の引き上げ、民有緑地の物納認定の拡充及び周知等、必要な支援を実施すること。

- 3 緑地としての担保性が高い特別緑地保全地区の指定を推進し、良好な緑地環境を維持していくため、国において来年度の新たな取組として検討している「緑地保全支援事業」について、地方自治体による活用が促進されるよう、地域の実情に配慮の上、推進すること。
- 4 都市における緑地の質と量を確保するため、世界的広がりが見られる ESG 投資等の民間資金を活用した緑地の確保が着実に促進されるよう、事業主体の取組を客観的に評価・認証する枠組みの創設にあたっては、実効性の高い仕組みとすること。

令和5年 月 日

総務大臣 鈴木 淳 司 様
財務大臣 鈴木 俊 一 様
国土交通大臣 斉 藤 鉄 夫 様

九都県市首脳会議

座長	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	埼玉県知事	大 野 元 裕
	千葉県知事	熊 谷 俊 人
	東京都知事	小 池 百 合 子
	横浜市長	山 中 竹 春
	川崎市長	福 田 紀 彦
	千葉市長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相模原市長	本 村 賢 太 郎



第84回九都県市首脳会議資料
令和5年10月31日(火)

緑地保全制度の拡充について

千葉市提案



千葉市における緑地の現状と取り組み



過去30年間で緑被率は微減
(平成2年 48.8% → 令和2年48.6%)

緑地保全施策

公園緑地の整備 (公有地化)

民有緑地の保全

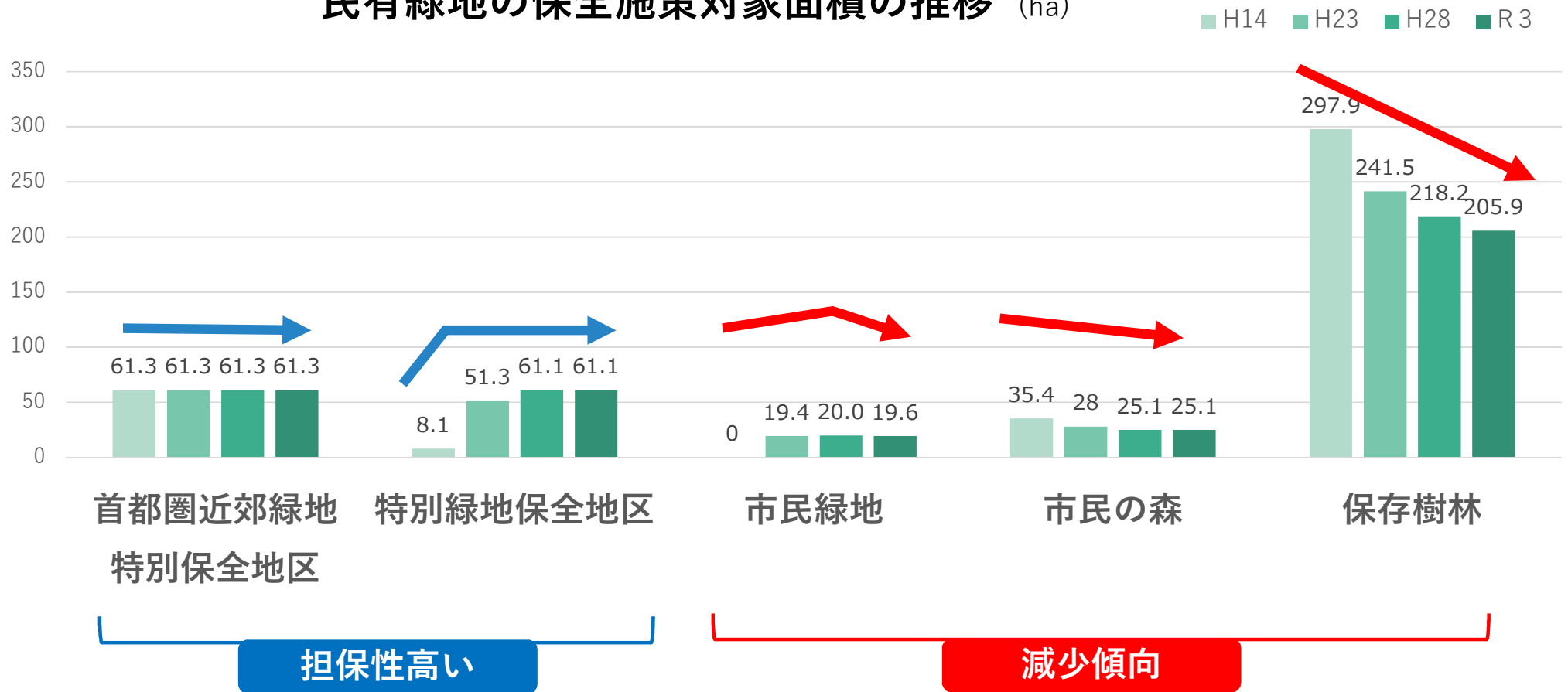
千葉市の緑の分布 令和2年(2020年)

千葉市における緑地の現状と取り組み

種類	民有地のまま緑を保全・活用する制度				
	首都圏近郊緑地 特別保全地区	特別緑地保全地区	市民緑地	市民の森	保存樹林
制度の趣旨	近郊緑地保全区域のうち、特に良好な自然環境を有する区域において建築行為など一定の行為の制限によって、現状凍結的に緑を守る制度。市への土地買入申出制度あり（※この場合、市は買取義務あり）	建築物の新築、木竹の伐採等の行為を許可制にすることにより、良好な自然環境を現状凍結的に保全しようとする制度。市への土地買入申出制度あり。（※この場合、市は買取義務あり）	良好な都市環境の形成を図るため、市と土地所有者が契約し、民有林を市民の利用に供する市民緑地として設置し、管理する制度。	自然環境の保全を図り、自然の恵沢を享受できる憩いの場を提供するため市と土地所有者が契約し民有林を市民の利用に供する市民の森として設置管理する制度。	都市内の貴重な緑を保全するため、市と土地所有者が協定を結ぶ制度。
手法	都市計画決定 (行為制限)	都市計画決定 (行為制限)	市民緑地契約	使用貸借契約	保存の協定
根拠	法律による制度	法律による制度	法律による制度	千葉市独自の制度	千葉市独自の制度
	首都圏近郊緑地 保全法	都市計画法 都市緑地法	都市緑地法	千葉市要綱	千葉市条例
固定資産税 措置	最高 2分の1 評価減	最高 2分の1 評価減	非課税 (無償貸付の場合)	-	-
相続税 措置	8割評価減 (山林及び原野の場合)	8割評価減 (山林及び原野の場合)	2割評価減 (契約期間20年以上の場合)	-	-
譲渡所得 特別控除	2000万円	2000万円	-	-	-
緑地としての担保性	高	高			

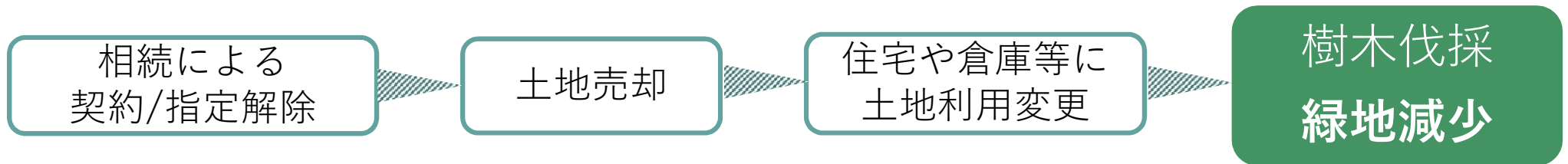
千葉市における緑地の現状と取り組み

民有緑地の保全施策対象面積の推移 (ha)

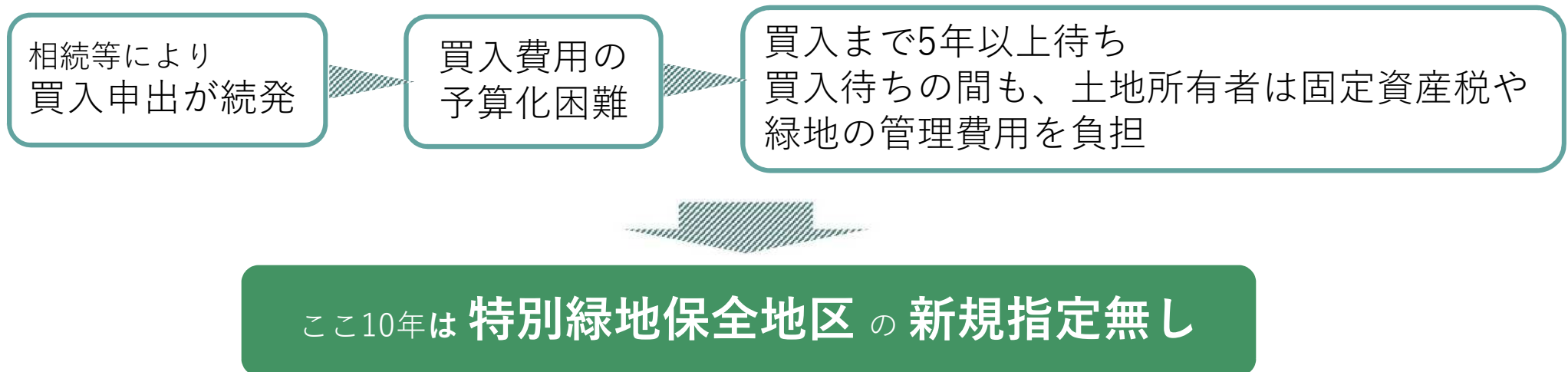


千葉市における緑地保全の課題

◆ 減少傾向にある民有緑地（市民緑地等）



◆ 特別緑地保全地区



千葉市における緑地保全の課題

◆ 担保性の高い「特別緑地保全地区」推進のために

- ① 民が所有し続けられるよう
相続税の評価減の拡大等の税負担軽減措置
- ② 公有地化にあたり、財政的支援の強化や
新たな買入推進策の構築



◆ 民有緑地の保全推進のために

- ③ 相続の際の、民有緑地の物納認定の拡大※
※近年、物納認定件数が激減。認定拡大により、相続を契機とした土地売却に伴う緑地減少の歯止めに期待。
- ④ ESG投資等の、民間資金を活用した緑地の確保に向けた
評価・認証制度の構築

国の緑地保全施策の動向

◆ 令和6年度概算要求・税制改正要望（令和5年8月 国土交通省※）

国指定法人による
特別緑地保全地区等の買入等の制度創設



※令和6年度国土交通省都市局関係委予算概算要求概要より抜粋

左記事業に関する特例措置の創設
税制改正

<土地の所有者>

【所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税】
国指定法人に対して土地を譲渡した場合、
当該土地の譲渡所得から2,000万円を特別控除

<国指定法人>

【登録免許税、印紙税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税】
非課税

さらに、地方公共団体による緑地の買入れ等に対して、都市計画税を充当する（使途拡充等）。

◆ グリーンインフラ推進戦略2023（令和5年9月 国土交通省）

- ・ ネイチャーポジティブやカーボンニュートラルGX等の世界的潮流を踏まえ策定されている。
- ・ 自然と共存する社会を目指し、産学官金の多様な主体の取り組み促進、実用的な評価・認証手法の構築、支援の充実等を掲げている。

国への要望

- ① 民有緑地を維持・継続するため、
法や条例に基づき私権制限が生じる保全緑地に係る
相続税の納税猶予制度を創設するなど、
税負担の軽減措置を講じること。
- ② 民有緑地の円滑な公有地化を促進するため、
保全緑地の買い入れに対する財政的支援の拡充、
譲渡所得特別控除額の引き上げ、
民有緑地の物納認定の拡充及び周知等、
必要な支援を実施すること。

国への要望

- ③ 緑地としての担保性が高い特別緑地保全地区の指定を推進し、良好な緑地環境を維持していくため、国において来年度の新たな取組として検討している「**緑地保全支援事業**」について、**地方自治体による活用が促進されるよう、地域の実情に配慮の上、推進**すること。
- ④ 都市における緑地の質と量を確保するため、世界的広がりが見られるESG投資等の**民間資金を活用**した緑地の確保が着実に促進されるよう、**事業主体の取組を客観的に評価・認証する枠組みの創設**にあたっては、**実効性の高い仕組み**とすること。